

## 令和4年度第2回愛南町入札監視委員会 審議概要

審議完了日	令和5年2月14日（火）	
出席委員氏名	委員長 木下 尚樹（愛媛大学大学院理工学研究科准教授） 委員 山下 道和（元愛媛県建築住宅課長） 委員 澤本 陽一（税理士）	
審議対象期間	令和4年7月1日～令和4年11月30日	
抽出案件	総件数 28 件	（備考） 抽出の考え方 無作為に案件を抽出。（澤本委員が案件を抽出。）
一般競争入札	15 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	13 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	質問・意見	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回 答
<p><b>議題 1 平成 30～令和 4 年(1～12 月末時点) 愛南町入札契約状況について</b></p> <p>・機械器具設置工事について、専門性があるとのことで随意契約とした案件が多かったが、設計の段階で汎用性のある設備とするようにすれば、地元業者など設置した業者以外でも請け負うことが可能となるのではないかと。</p> <p>・建築一式工事について、令和 3 年の随意契約の落札率が低い要因は何か。</p> <p><b>議題 2 抽出事業の審議について</b></p> <p><b>【一般競争入札】</b> <b>◇大森文化会館施設改修工事ほか 8 件</b></p> <p>・抽出事業 66 件中くじによる落札決定が 4 件あるが、そのうち工種が「建築一式工事」のものが 3 件（抽出事業 9 件中）と偏っており、公共工事の品質確保の観点等を踏まえて落札の決定方法に問題はないか？</p>	<p>・工事内容によっては、どうしても設置した業者でなければ施工が困難な設備がある。汎用性のある設備については、設計段階から留意しつつ執行していきたい。</p> <p>・令和 3 年については、落札率が 70%を下回る工事が 2 件確認されており、低い見積金額で応札された案件が重なったため落札率が低くなったと推測される。なお当該 2 件の工事について、粗悪工事等は確認されていない。</p> <p>・「建築一式工事」でくじによる落札決定となっている要因として、公表された予定価格から要綱などを参考に、低入札となる調査基準価格の上限額を算出し応札されていることが考えられる。抽出案件の工事は、工事規模、内容等を踏まえて入札参加資格を決定しており、一定の技術力がある業者が入札へ参加していることから、工事の品質は確保できるものと考えられる。</p> <p>くじによる落札決定については、電子入札システム上で行われ、恣意的な要素が入らない仕組みになっており、公平に行われている。</p> <p>また、建築一式工事にくじ抽選が偏っている</p>

<p>・調査基準価格の算定式は愛媛県と同じか。</p> <p><b>◇広域農道南宇和線（御荘工区）舗装補修工事ほか5件</b></p> <p>・令和3年度第1回愛南町入札監視委員会の議題にも取り上げられているが、舗装工事の落札者はすべて同一業者であり、かつ、応札者も毎回同じ2者であり問題はないか？</p> <p>・高知県など県外の業者を対象としないのか。</p> <p>・町内業者で舗装工事の建設業許可を持っている業者が応札しない理由はなにか。</p>	<p>理由としては、建築資材等が仕入れ先の見積もり等で積算していることから、他の工種に比べて工事費を抑えることが可能であることが考えられる。</p> <p>・愛南町は愛媛県よりも古い算定式であり、同一ではない。令和5年度発注工事より県と同一の算定式を適用する。</p> <p>・抽出された舗装工事については、一般競争入札としており、入札参加資格者名簿に舗装工事業で登録された県内までの業者で、かつアスファルト舗装の施工実績があることを参加条件として入札している。</p> <p>　　応札者2者については、宇和島市に契約権限を有する参加条件を満たした唯一の業者と愛南町内に工事事務所を持っている唯一の業者である。落札者については、町内に工事事務所を持っていることから、より低い請負金額で応札できるものと推測する。</p> <p>　　抽出された入札案件への参加可能業者は8者以上確認できており、これは町が要綱で定めている指名競争入札に必要な指名業者数以上であることから、応札者が現在2者であるものの、入札の透明性及び競争の公正性は保たれており問題がないものにとらえている。</p> <p>・高知県に契約権限のある業者で入札参加資格者名簿に記載のある業者がいないことから、応札者は増えないものと考えられる。</p> <p>・アスファルト舗装の施工実績がないことが考えられる。</p>
---	--

**【随意契約】**

**◇中原団地 103 号室室内改修工事ほか 12 件**

・随意契約の業者の選定方法はどのように行っているのか？

当該工事が契約業者の建設業許可を持っていない業種であることは構わないのか

・随意契約の業者の選定方法については、設計金額 130 万円以下の工事については、各担当課にて選定、町長が決定をしている。契約業者の建設業許可については、当該工事は建設業法第 3 条第 1 項ただし書の軽微な工事に該当する、請負代金の額が 500 万円に満たない工事であるため建設業許可が不要であり、町の要綱等にも抵触しないことから問題はない。

なお愛南町では、建設業法の軽微な工事に該当する場合であっても、愛南町建設工事請負業者選定規則第 7 条に則り、設計金額 130 万円を超える工事については、入札審査会にて業者選定をし、町長が決定している。

**議題 3 その他**

・特になし